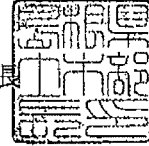


土 総 第 8 7 1 号
平成 3 1 年 4 月 1 日

島根県建設産業団体連合会会長 様

島根県土木部長
(土木総務課)



しまねの建設担い手確保育成補助金交付要綱の一部改正について（通知）

このことについて、しまねの建設担い手確保育成補助金交付要綱（以下「要綱」という。）
を下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

記

1 改正の概要

- (1) 補助対象事業「合同企業説明会開催事業」（別表 1 - 1）の補助率・上限額を改正
〔現 行〕補助率：1 / 6 以内、上限額：1, 500 千円以内
〔改正後〕補助率：1 / 4 以内、上限額：1, 000 千円以内
- (2) 補助対象事業「現場見学会等開催事業」（別表 1 - 2）の補助率・上限額を改正
〔現 行〕補助率：1 / 6 以内、上限額：300 千円以内
〔改正後〕補助率：1 / 4 以内、上限額：1, 000 千円以内
- (3) 補助対象事業「若年労働者資格取得講習会開催事業」（別表 1 - 3）の補助率を改正
〔現 行〕補助率：1 / 6 以内
〔改正後〕補助率：1 / 4 以内
- (4) 補助対象事業「建設産業入職促進広報事業」（別表 1 - 5）を新設
 - ① 県内の建設産業団体が行う、建設産業への理解を促進するとともに、産業としての魅力を伝え、若年者や女性の入職促進を目的として作成する P R 用ポスター・冊子、デジタル動画等の作成及び広報媒体への掲載等に係る費用の一部を補助
 - ② 補助率：1 / 2 以内、上限額：1, 000 千円以内

※ 詳細は、別添要綱等のとおり

2 施行日

改正後の要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

○ しまねの建設担い手確保育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県が交付するしまねの建設担い手確保育成補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 県は、インフラ整備の重要な担い手であり、災害対応や除雪など地域の守り手である建設業者等が担い手確保・育成のために行う取組を総合的に支援し、もって建設産業の経営基盤強化と雇用創出に資することを目的とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助率等は、別表1-1から別表1-5に定めるところによる。

2 この補助金以外の県の補助金、助成金及び利子補給との併用は認めないものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、しまねの建設担い手確保育成補助金交付申請書（様式第1号）及び別表2に定める書類を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 算出した交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の交付申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めた場合には、予算額の範囲内において補助金の交付を決定し、しまねの建設担い手確保育成補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知する。

2 知事は、前項の規定に基づき交付の決定を行う場合には、前条第2項の規定により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときには、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書きの規定による交付申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額

を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付決定内容の変更等)

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにしまねの建設担い手確保育成補助金変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費を増額するとき。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分について、補助対象経費ごとに20パーセントを超えて変更するとき。
 - (3) 補助事業の内容を変更するとき。
 - (4) 補助事業を中止又は廃止するとき。
- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の概算払)

第7条 知事は、第2条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の一部を概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、しまねの建設担い手確保育成補助金概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を決定した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、しまねの建設担い手確保育成補助金実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の実績報告書を受領したときは必要な検査を行い、適当であると認めるときには、交付すべき補助金の額を確定し、しまねの建設担い手確保育成補助金の額の確定通知(様式第7号)により補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

第10条 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受け取った後に補助金の支払を受けようとする場合は、しまねの建設担い手確保育成補助金請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第11条 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、しまねの建設担い手確保育成補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第9号)により速やか

に知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第12条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠となる書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第13条 知事は、補助事業者が規則第14条第1項に該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1-1 (第3条関係)

補助対象事業名	(1) 合同企業説明会開催事業
対象事業の内容	県域の建設産業団体（県内全域を対象とした建設業協会及び専門工事業団体等をいう。以下同じ。）が行う、県内及び県外で開催する合同企業説明会。ただし、厚生労働省の人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））（以下「助成金」という。）を受給して実施する事業に限る。
補助対象者	県域の建設産業団体
補助対象経費	補助事業に要する経費のうち、次に掲げるもの。 委員謝金、講師謝金、アルバイト等の賃金、旅費、バス等借上料、施設借上料、機械器具等借上料、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費、広報費、その他知事が必要と認める経費
補助率及び補助額	補助率：補助対象経費の1/4以内 上限額：1,000千円以内

別表1-2 (第3条関係)

補助対象事業名	(2) 現場見学会等開催事業
対象事業の内容	県内の建設産業団体（県内の建設業協会及び専門工事業団体等（県域の建設産業団体を含む。）をいう。以下同じ。）が行う、児童・生徒等を対象に県内で開催する現場見学会、講習会、体験学習及びインターンシップ事業。ただし、厚生労働省の助成金を受給して実施する事業に限る。
補助対象者	県内の建設産業団体
補助対象経費	補助事業に要する経費のうち、次に掲げるもの。 委員謝金、講師謝金、アルバイト等の賃金、旅費、バス等借上料、施設借上料、機械器具等借上料、教材費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費、傷害保険料、その他知事が必要と認める経費
補助率及び補助額	補助率：補助対象経費の1/4以内 上限額：1,000千円以内

別表1-3 (第3条関係)

補助対象事業名	(3) 若年労働者資格取得講習会開催事業
対象事業の内容	県域の建設産業団体が行う、若年労働者の処遇改善を目的として開催する資格取得講習会。ただし、厚生労働省の助成金を受給して実施する事業に限る。
補助対象者	県域の建設産業団体
補助対象経費	補助事業に要する経費のうち、次に掲げるもの。 委員謝金、講師謝金、アルバイト等の賃金、旅費、バス等借上料、施設借上料、機械器具等借上料、教材費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費、その他知事が必要と認める経費
補助率及び補助額	補助率：補助対象経費の1/4以内 上限額：500千円以内

別表1-4 (第3条関係)

補助対象事業名	(4) 「もっと女性が活躍できる建設業」協働推進事業
対象事業の内容	建設女子会、建設業団体、教育機関、報道機関等で構成される地域ネットワークの構成員が協働して行う、建設産業への女性の入職促進や就労継続、家庭との両立に向けた活動等
補助対象者	建設女子会、建設業団体、教育機関、報道機関等で構成される団体の事務局を務める地域の建設産業団体
補助対象経費	補助事業に要する経費のうち、次に掲げるもの。 地域ネットワークの幹事として協働事業に取り組む女性団体への事業委託料（建設産業への女性の入職促進や就労継続、家庭との両立に向けた活動等に係る専門家謝金、アルバイト等の賃金、旅費、会議費、研修会等参加費、バス等借上料、施設等借上料、調査・研究等委託費、印刷製本費、広報費、通信運搬費、消耗品費、その他知事が必要と認める経費）
補助率及び補助額	補助率：補助対象経費の10/10以内 上限額：5,000千円以内

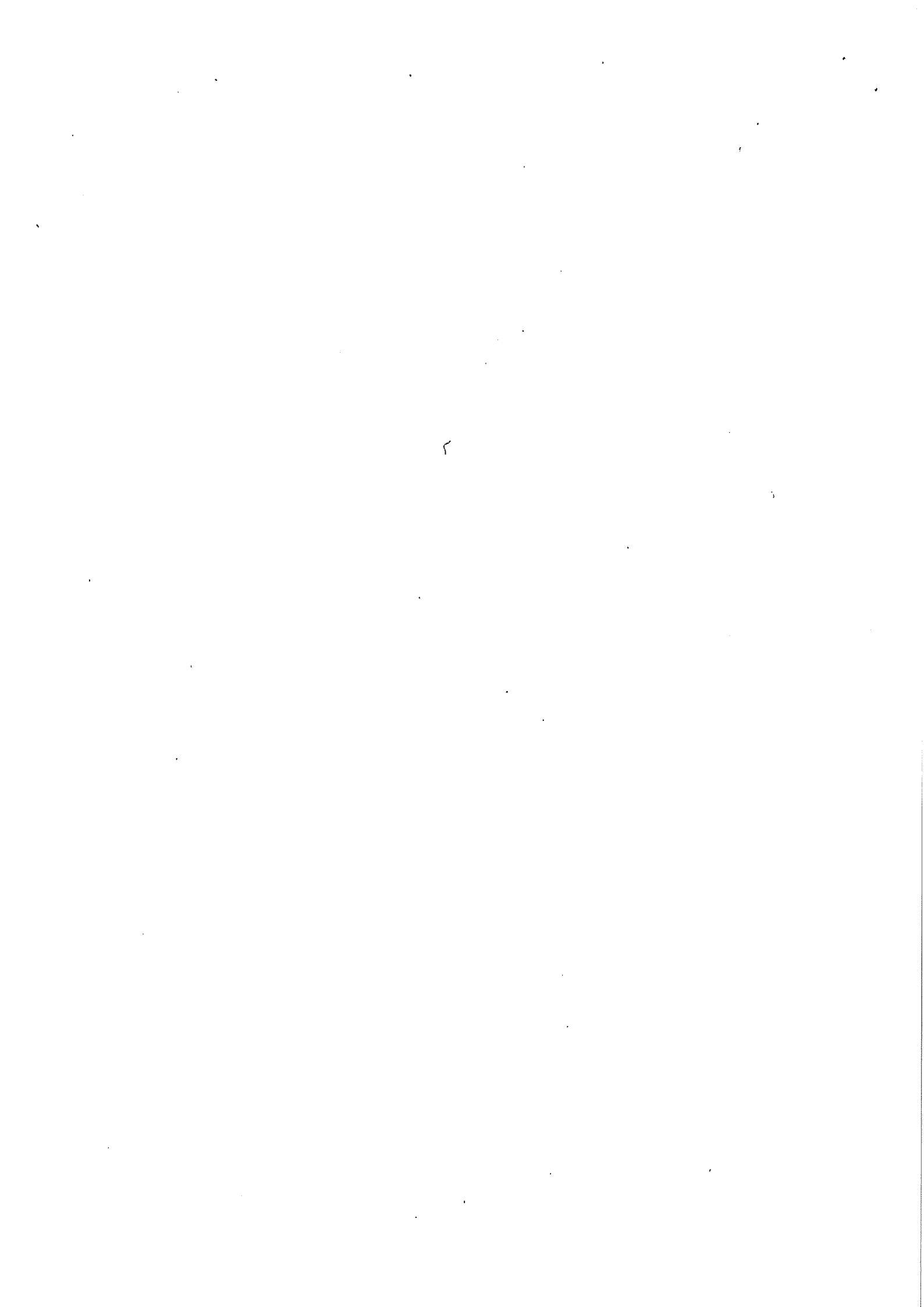
別表1-5 (第3条関係)

補助対象事業名	(5) 建設産業入職促進広報事業
対象事業の内容	県内の建設産業団体が行う、建設産業への理解を促進するとともに、産業としての魅力を伝え、若年者や女性の入職促進を目的として作成するPR用ポスター・冊子、デジタル動画等の作成及び広報媒体への掲載等
補助対象者	県内の建設産業団体
補助対象経費	補助事業に要する経費のうち、次に掲げるもの。 専門家謝金、アルバイト等の賃金、旅費、製作委託料（PR動画作成等に係るもの）、バス等借上料、施設等借上料、機械器具等借上料、印刷製本費、広報費、通信運搬費、消耗品費、その他知事が必要と認める経費
補助率及び補助額	補助率：補助対象経費の1/2以内 上限額：1,000千円以内

別表2 (第4条関係)

補助金交付申請書（様式第1号）に添付する書類

提出書類	留意事項
定款又は規約、会則	原本証明したものを提出すること
会員名簿	原本証明したものを提出すること
厚生労働省の人材確保等支援助成金に係る計画届、事業計画内訳書及び添付書類（写し）	別表1-1、同1-2及び同1-3の事業について提出すること 計画届は、島根労働局の受付印が押印されたものを提出すること



様式第1号(第4条関係)

年度しまねの建設担い手確保育成補助金交付申請書

年 月 日

島根県知事 様

<申請者>
所在地
名称
代表者名

印

しまねの建設担い手確保育成補助金の交付を受けたいので、交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業

2 補助事業の目的及び内容
様式第1号別表1- のとおり

3 実施予定期間
年 月 日 ~ 年 月 日

4 補助事業に要する経費
円

5 補助対象経費
円

6 補助金交付申請額
円

(備考) 次の算式を明記すること。

$(「補助金所要額」 - 「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」) \times 「補助率」$
= 「補助金交付額」 (千円未満の端数は切捨)

補助事業の内容

補助対象事業	(1) 合同企業説明会開催事業
補助事業の目的	
補助事業の内容	
成果目標 及び 把握方法	
補助事業の 担当者	所属 氏名
	TEL FAX

※1 補助事業の内容について、具体的に記載すること

※2 要綱別表2の書類を添付すること

※3 実施スケジュールのほか、補助事業の内容を補足・説明する資料を添付すること

補助事業の内容

補助対象事業	(2) 現場見学会等開催事業
補助事業の目的	
補助事業の内容	
成果目標 及び 把握方法	
補助事業の 担当者	所属 氏名
	TEL FAX

※1 補助事業の内容について、具体的に記載すること

※2 要綱別表2の書類を添付すること

※3 実施スケジュールのほか、補助事業の内容を補足・説明する資料を添付すること

補助事業の内容

補助対象事業	(3) 若年労働者資格取得講習会開催事業
補助事業の目的	
補助事業の内容	
成果目標 及び 把握方法	
補助事業の 担当者	所属 氏名
	TEL FAX

※1 補助事業の内容について、具体的に記載すること

※2 要綱別表2の書類を添付すること

※3 実施スケジュールのほか、補助事業の内容を補足・説明する資料を添付すること

補助事業の内容

補助対象事業	(4)「もっと女性が活躍できる建設業」協働推進事業	
補助事業の目的		
補助事業の内容		
補助事業者 (地域ネットワーク)の概要		
補助事業の 担当者	所属	氏名
	TEL	FAX

※1 補助事業の内容について、具体的に記載すること

※2 要綱別表2の書類を添付すること

※3 実施スケジュールのほか、補助事業の内容を補足・説明する資料を添付すること

補助事業の内容

補助対象事業	(5) 建設産業入職促進広報事業
補助事業の目的	
補助事業の内容	
成果目標 及び 把握方法	
補助事業の 担当者	所属 氏名
	TEL FAX

※1 補助事業の内容について、具体的に記載すること

※2 要綱別表2の書類を添付すること

※3 実施スケジュールのほか、補助事業の内容を補足・説明する資料を添付すること

補助事業に要する経費の配分

No.

補助対象事業	補助対象経費	積算明細
経費総額	円	

- ※1 補助対象経費は、要綱別表1に掲げる経費について記載すること
- ※2 積算明細について、見積書を添付すること
- ※3 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該仕入控除税額を減額して記載すること。また、その場合は積算内訳を添付すること

<申請者>

様

島根県知事

年度しまねの建設担い手確保育成補助金の交付の決定について（通知）

年 月 日付けで交付申請のあったこのことについて、金 円を下記の条件を付して交付することを決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、年 月 日付けで申請のあった事業（補助対象事業名： ）とし、その内容は交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費は、交付申請書に記載のとおりとする。
- 3 補助事業者は、しまねの建設担い手確保育成補助金交付要綱に従わなければならない。
- 4 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (1) 補助事業に要する経費を増額するとき。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分について、補助対象経費ごとに20パーセントを超えて変更するとき。
 - (3) 補助事業の内容を変更するとき。
 - (4) 補助事業を中止又は廃止するとき。
- 5 補助金交付の条件は、上記のほか次のとおりとする。
(付加する条件がある場合にのみ記載する。)

年度しまねの建設担い手確保育成補助金変更承認申請書

年 月 日

島根県知事 様

<申請者>
所在地
名称
代表者名

印

年 月 日付け指令土総第 号で交付決定を受けた補助金について、交付申請の内容を変更したいので、交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

補助対象事業		
変更内容		
変更理由		
経費総額	変更前	円
	変更後	円
補助金申請額	変更前	円
	変更後	円

※1 変更の内容及び理由については、具体的に記載すること

※2 経費の配分を変更する場合は、様式第1号別表2の変更後のものを添付すること

様式第4号

指令土総第 号
年 月 日

<申請者>

様

島根県知事

年度しまねの建設担い手確保育成補助金の変更承認について（通知）

年 月 日付けで申請があったこのことについては、承認します。

様式第5号 (第7条関係)

年度しまねの建設担い手確保育成補助金概算払請求書

年 月 日

島根県知事 様

<補助事業者>
所在地
名称
代表者名

㊞

年 月 日付け指令土総第 号で交付決定を受けた補助金について、概算払を受けたいので、交付要綱第7条の規定に基づき、請求します。

記

請求額 金 円

(単位：円)

交付決定額		年 月末現在の支出見込額		補助金額		
経費総額	補助金額	事業費	補助金額	受領済額	今回請求額	残額

※ 「支出見込額」の積算明細とその根拠を示す資料（請求書等）を添付すること

受領口座	金融機関名	
	預金種別	
	口座番号	
	口座名義	

※ 金融機関名については、本支店名まで記載すること

年度しまねの建設担い手確保育成補助金実績報告書

年 月 日

島根県知事 様

＜補助事業者＞
所在地
名称
代表者名

印

年 月 日付け指令土総第 号で補助金の交付決定を受けた事業を下記のとおり完了したので、交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助対象事業	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
経費総額	円
補助金額	円
実施した事業の内容	
実施した事業の成果	
課題及び今後の方針	

※1 実施した事業の内容について、具体的に記載すること

※2 実施した事業の成果物のほか、実施した事業内容を補足・説明する資料を添付すること

補助事業に要した経費の配分

No.

補助対象事業	補助対象経費	積算明細
経費総額	円	

- ※1 領収書や銀行振込明細書の写し等、支払の事実を証明するものを添付すること
- ※2 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該仕入控除税額を減額して記載すること。また、その場合は積算内訳を添付すること

様式第7号（第9条関係）

指令土総第 号
年 月 日

<補助事業者>

様

島根県知事

年度しまねの建設担い手確保育成補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付けで実績報告のあったこのことについて、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

なお、この処分に不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に異議申立てをすることができます。

記

金

円

様式第8号（第10条関係）

年度しまねの建設担い手確保育成補助金請求書

年 月 日

島根県知事 様

<補助事業者>

所在地
名称
代表者名

印

年 月 日付け指令土総第 号で額の確定を受けた補助金について、しまねの建設担い手確保育成補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 円也

受領口座	金融機関名	
	預金種別	
	口座番号	
	口座名義	

※ 金融機関名については、本支店名まで記載すること

様式第9号（第11条関係）

消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日

島根県知事 様

<補助事業者>
所在地
名称
代表者名

印

年 月 日付け指令土総第 号で額の確定した補助金について、しまねの建設担い手確保育成補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業名

2 補助金額（補助金の額の確定通知書により通知のあった額）

円

3 補助金の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円（ア）

4 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円（イ）

5 補助金返還相当額

円（イ）－（ア）

（注） 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（イ）の積算内訳を添付すること